

決算委員会 専門員

くどう まさゆき
工藤 政行

東日本大震災の発生から既に半年が経過した。前の常会において二次にわたる総額約6兆円の補正予算が成立し、次期国会においては、社会資本の復旧、農地・漁業整備等の本格復興に向けた第3次補正予算の審議が行われる。本格復興事業の執行に当たっては、救済や支援の対象範囲、国・自治体の関与や被災者・国民の参加の在り方などの検討、費用負担の公平と公正の確保、従来の防災対策の検証等、多くの困難を解決しながら進めなければならない。以下では、諸課題のうち3点だけを指摘するにとどめる。

第1は、復興の合理的・効率的推進と被災者・被災コミュニティへのきめ細やかな配慮との両立を可能な限り図ることである。特に、生活サポート関連の事業やコミュニティの再生事業においては、被災者を15,700人の死者のうちの一人、避難生活者87,000人のうちの一人、経済基盤を失った数万人のうちの一人として見るのではなく、それぞれ事情を抱えた一人一人の生活者に向き合う視点が必要であろう。政府は、4月11日、東日本大震災復興構想会議に「未来に向けた創造的復興」、「豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想」の策定を求めた。しかし、同会議の提言（6月25日公表「悲惨のなかの希望」）の中に創造的復興の文字はなく、代わって「絆」という言葉が頻出する（地域社会の強い絆、人と人をつなぐ地域における絆等）。また、7月29日の東日本大震災復興対策本部決定「東日本大震災からの復興の基本方針」は、実行すべき復興施策として、「災害に強い地域づくり」に続け、「地域における暮らしの再生」が明記された。筆者は、このことの意味とそれがどのように具体化されるかに注目したい。

第2は、復旧復興事業の選択及び優先順位の決定に当たって、震災前における被災地域の、経済的・社会的状況に十分な考慮と配慮がなされるべきということである。例えば、岩手、宮城、福島の前3県については、人口の減少、県内総生産のシェア低下、農水産業就業者の高齢化等が指摘されているが、一方で、農水産業は、県内総生産構成比が全国平均の1.5～3.4倍も高く、主力産業の一つである。被災地の現実（明るくない現実も含め）をしっかりと踏まえ、各自治体や地域の個別の事情にも目を配った具体案を策定することこそが、新たなまちづくり、持続可能なまちづくりにつながっていくはずである。

第3は、復旧復興事業予算の適正執行の監視と効果の検証である。会計検査院は、阪神・淡路大震災以後の大規模災害の復旧復興事業に関する限りで見ると、総合的・全体的な検査や防災対策の効率性・有効性についての比較検証は行ってこなかった。前記「基本方針」は、「復興のために真に必要なかつ有効な施策」の実施が基本的考え方と明言しており、官房長官（行政刷新担当大臣）は、8月2日、同日の閣僚懇談会において、各府省に対し、事業の立案段階からのしっかりと精査を行うよう要請した。会計検査院は、この要請を自身にも向けられたメッセージとして受け止める必要がある。